資料３-1

超音波画像伝送システムの整備について

１　検討経緯

(1) 超音波画像伝送システムは、**超音波画像を活用して妊婦健診や診断時に経験豊かな産婦人科医から助言を受ける**ことなどにより、**健診や診断の精度向上を図る**とともに、**産婦人科医の負担軽減を図ることを目的**として導入することとしたもの。(H22.11.26 第３回地域医療計画(周産期医療体制整備)事業検討委員会幹事会承認)

(2) 県では、平成 23 年度にシステムを開発したが、H24 年 2 月から 6 月に実施した実証実験の結果、① 各種超音波画像診断のうち**胎児の心臓等循環器疾患診断**については**必要な動画像の品質が得られず**、この診断のためには、他の方策を検討する必要性があること、② 診断に有効な画像を得るための機器**操作技術等、産科医への教育・研修体制を確立**する必要性があることが認められた。

(3) このため、同システムについては、H24. 11. 2 第 7 回地域医療計画(周産期医療体制整備)事業検討委員会幹事会において、①**遠隔妊婦健診**及び**胎児における**循環器疾患診断以外の**幅広なスクリーニングを主たる用途**とし、②まずは、岩手医大等 **5 機関にモデル的に導入**のうえ、**今後も実証実験を重ねる**こととされ、平成 24 年度末に岩手医大、県立大船渡病院、県立釜石病院、県立宮古病院及び遠野市助産院に整備していたところ。

２　実証実験を踏まえた超音波画像伝送システムの医療機関への整備について

(1) 運用の状況

同システムは**遠野市助産院と大船渡病院間での遠隔妊婦健診には活用**されている一方、センター間における**健診や診断の精度向上を目的とした診断支援等への利用実績は無い**状況である。

その要因を聞き取り調査したところ、**機器の立ち上げ手順が煩雑**で**操作する医師等の作業負担が大きく、必要なときに機動的に活用できない**ことなどがあげられた。

(2) 県の考え方（方針）

○ システムが必要なときに機動的に活用できず、遠野市助産院と大船渡病院間の遠隔妊婦健診以外での利用が無い状況を踏まえると、今後、このシステムを他の医療機関に整備したとしても、健診や診断の精度向上を目的とした診断支援等に活用されるとは考えにくいと判断せざるを得ないところ。

○ 一方、県では、平成 25 年度に小児救急医療対策事業として**「小児（救急）医療遠隔支援システム」**を更新整備したが、同システムは、

① 超音波画像伝送システムで実現しようとした**胎児心拍エコー画像を含む高精細な超音波画像の伝送が可能**であること

② 通常のＰＣ端末と同様に必要なときに機動的に起動・利用ができ、また、操作方法も簡便で操作性も優れていること

③ 既に整備されている小児医療分野においては、平成 26 年 3 月の更新整備以降 12 月までの間にコンサルテーションを含めた 71 件の利用実績があること

から、「小児（救急）医療遠隔支援システム」は、超音波画像伝送システムとしてより**有効な診断支援ツール**となるものと判断されるところ。

○ こうしたことを踏まえ、県では、県全体の**「超音波画像伝送システム」**として、今後、「小児（救急）医療遠隔支援システム」として導入しているシステムを各周産期母子医療センターに**整備**していくこととしたい。

３　今後の取組計画（案）

各周産期母子医療センター及び遠野市助産院におけるシステム端末の整備やネットワーク整備費用を県が支援。（原則として 10/10 補助を想定）

（岩手医科大学、県立中央病院、盛岡赤十字病院、県立宮古病院、県立中部病院、北上済生会病院、県立磐井病院、県立大船渡病院、県立久慈病院、県立二戸病院、遠野市助産院）

【所要見込み額】　※平成 27 年度当初予算要求中

110,230 千円

【財源】

地域医療再生基金（平成 27 年度まで）